

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年2月3日

横浜市契約事務受任者
国際局長 橋本 徹

1 契約の概要

姉妹都市であるウクライナ国オデーサ市からの要請を受け、屋外で建物や道路の復旧作業に携わるオデーサ市民や、ウクライナ国内からオデーサ市へ避難している方々の防寒対策等に役立てていただくため、横浜市からオデーサ市へ供与する防寒服を購入したものを。

2 履行（納品）場所

株式会社サンリツ成田第二事業所(千葉県成田市十余三 37-1)

3 契約日

令和4年11月8日

4 履行日又は履行期間

令和4年11月28日

5 契約金額

19,689,560円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社神奈川ユニホーム 代表取締役 赤川 篤
横浜市港北区新羽町695-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和4年10月以降、ウクライナ全土でロシアによる発電所等のインフラ施設への攻撃が激化し、オデーサ市では電力供給や地域暖房システムによる家庭等への熱供給が大きな影響を受けていました。

こうした状況下、オデーサ市は屋外で建物や道路の復旧作業に携わるオデーサ市民や、ウクライナ国内からオデーサ市へ避難している方々に対して防寒服等を渡したいとして、本市に対して緊急支援の要請がありました。

1月にはマイナス20度に迫るような厳しい冬を迎えるオデーサ市では防寒対策が喫緊の課題でありました。

以上から、緊急に防寒服を調達し、オデーサ市へ一刻も早く届ける必要があったため、随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

防寒服メーカーへのヒアリング等によって、防寒服に反射板が付いているなどオデーサ市のニーズに合致する防寒服で、十分な在庫がある製品を選定しました。続いて、市内の販売代理店へヒアリング等を行い、上記の防寒服を迅速に納入できる市内の販売代理店 1 社を選定しました。

9 所管課

国際局国際協力課